

いつもいっしょに。人と、家族と、この島と。

# DAY-GO!

Daido Always by Your Side

## すまいの保険

～入居者プラン～

思い出のつまった  
家財を守るぞ。



### Web約款のご利用をおすすめしています。



「Web約款」は、インターネットを利用して、弊社のホームページでご覧いただける約款です。ご契約時に、「冊子の約款」の送付に代えて、「Web約款」を選択いただいた場合、弊社より沖縄県の「サンゴ礁保全・再生活動」を行う団体等に寄付させていただきます。

また、「Web約款」のご利用は紙の資源である森林保全にも貢献しますので、ぜひご利用ください。弊社は、お客さまとともに「地球環境の保全促進活動」に全社を挙げて取り組んでまいります。



申込書にてWeb約款をご選択いただく。



紙やインク、エネルギーが削減される。



紙資源となる森林保全に貢献する。



サンゴ保全活動に寄付する。



沖縄のサンゴを育む。

詳しい情報については、弊社ホームページ (<http://www.daidokasai.co.jp/>) に掲載しています。



「DAY-GO!すまいの保険 ~入居者プラン~」は、賃貸住宅にお住まいのお客さまの家財を保険の対象とした保険です。

## お支払いの対象となる事故

### 1 火災、落雷、破裂・爆発



### 2 風災<sup>(注)</sup>・雹災<sup>(注)</sup>・雪災<sup>(注)</sup>

台風、旋風、竜巻、暴風等による風災(洪水、高潮等を除きます。)、雹災または豪雪の場合における雪の重み、落下等による事故または雪崩等の雪災(融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。)をいいます。

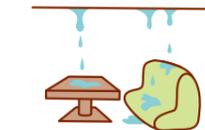


(注)吹込みまたは雨漏り等による損害については、建物の外側の部分<sup>注</sup>が破損している場合のみ補償の対象となります。  
\*外壁、屋根、開口部等をいいます。

### 3 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突等



### 4 給排水設備に生じた事故による水濡れまたは他の戸室で生じた事故による水濡れ<sup>(注)</sup>



(注)水道管等の給排水設備自体に生じた損害は補償の対象外となります。

### 5 騒擾、集団行動、労働争議に伴う暴力・破壊行為<sup>そうじょう</sup>



### 6 盗難



### 7 水災



### 8 不測かつ突発的な事故による破損等の損害

①～⑦以外の不測かつ突発的な事故によって、保険の対象に破損等の損害が生じた場合に、損害額から保険証券記載の免責金額(5千円)を差し引いた額を損害保険金としてお支払いします。  
支払限度額:30万円



### 9 地震(地震保険)

\*DAY-GO!すまいの保険~入居者プラン~では、ご希望されない場合を除き地震保険をセットしてご契約いただけます。ただし、単独でご契約いただくことはできませんので、ご注意ください。



## 家財の保険金支払事例・大同火災における事故件数の割合

### 1 台風による損害



台風により窓ガラスが割れ、家財が濡れて損害が出た。

支払保険金  
約126万円

### 2 盗難による損害

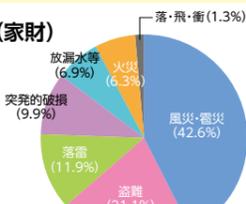


住宅に泥棒が入り、絵画や宝石類などの盗難にあった。

支払保険金  
約2,900万円

### 事故件数の割合(家財)

火災以外の事故にもこんなに役立っています!



\*2007年4月~2015年3月末時点

## オプション特約

DAY-GO!すまいの保険 ~入居者プラン~ は、DAY-GO!すまいの保険の基本補償(ワイドプラン)に下記のオプション特約がセットされたプランです。

### 【セットされるオプション特約】

- 日常生活賠償責任特約
- 借家人賠償責任拡張補償特約
- 借用住宅修理費用補償特約
- ドアロック交換費用補償特約
- 地震火災費用補償特約
- 罹災時諸費用補償特約

保険期間:2年間

No	特約名称	保険金をお支払いする主な場合等(支払限度額・免責金額)
1	日常生活賠償責任特約 示談交渉サービス付	住宅の所有・使用または管理に起因する偶然な事故、日常生活に起因する偶然な事故によって、他人の身体に障害を与えた場合、または他人の物に損害を与えた場合で、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、損害保険金をお支払いします。 (注)被保険者の範囲は次のいずれかに該当する者をいいます。 (1)本人(保険契約申込書上で指定する必要があります。) (2)本人の配偶者 (3)本人またはその配偶者と生計を共にする同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。) (4)本人またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚(婚姻歴のないことをいいます。)の子 (5)(1)から(4)までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。 ・支払限度額:1,000万円 ・免責金額:なし *法律上の損害賠償責任が発生した場合は、被保険者のお申し出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合や損害賠償請求権者が弊社との交渉に同意しない場合、被保険者が正当な理由なく弊社への協力を拒んだ場合等、条件によっては示談交渉をお引受けできない場合がありますのでご注意ください。
2	借家人賠償責任拡張補償特約	被保険者の責めに帰すべき事由による火災、破裂または爆発、給排水設備の使用・管理に起因する漏水等による水濡れ、盗難の事故によって、借用戸室が損壊した場合に、被保険者が借用戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、損害賠償金額を損害保険金としてお支払いします。 ・支払限度額:1,500万円 ・免責金額:なし
3	借用住宅修理費用補償特約	火災、風災、盗難等の事故により借用建物に損害が生じ、賃貸契約に基づきこれを自己の費用で修復した場合に保険金をお支払いします。ただし、借用建物の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合は除きます。 ・支払限度額:300万円 ・免責金額:3,000円
4	ドアロック交換費用補償特約	日本国内で建物のドアのかぎが盗まれた場合に、ドアの錠の交換に必要な費用保険金をお支払いします。 ・支払限度額:3万円 ・免責金額:なし
5	地震火災費用補償特約	地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、保険の対象が家財である場合は、当該家財を収容する建物が再取得価額の20%以上の損害を受けたときまたは家財が再取得価額の80%以上の損害を受けたときに保険金をお支払いします。 ・支払限度額:保険金額の5%または300万円のいずれか低い額 ・免責金額:なし
6	罹災時諸費用補償特約	左記①～⑦の損害(ただし、左記⑥の「盗難」のうち通貨等の盗難は除きます。)を受け、損害保険金が支払われる場合に、保険の対象が損害を受けたために臨時に必要な費用として損害保険金の10%に相当する額をお支払いします。ただし、下記支払限度額を限度とします。 ・支払限度額:100万円 ・免責金額:なし



保険金額の設定方法については、4ページをご確認ください。

# 補償内容の一覧

保険金をお支払いする場合および保険金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。詳細につきましては、「ご契約のしおり」等をご参照ください。

No	保険金等をお支払いする場合	お支払いする保険金等の額	保険金をお支払いしない主な場合																				
1	火災、消防活動による水濡れ	お支払いする保険金の額はご契約金額(以下、「保険金額」といいます。)を限度とし、次の算式により算出した額とします。ただし、左記9.水災の事故に関しては損害額が再取得価額の30%以上もしくは、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水によって損害が生じた場合にお支払いします。自己負担額(以下、「免責金額」といいます。)を支払限度額については、下記【支払限度額・免責金額について】をご参照ください。 お支払いする保険金の額＝損害額*1－免責金額*2 ※1 損害額＝修理費*3－修理に伴う残存物がある場合はその価額 ※2 保険の対象ごとに適用されます。 ※3 損害が生じた地および時において、構造、型、能力等を同一の状態にするための費用をいいます。また、8①盗難による損害の場合で、盗難された保険の対象を回収することができたときは、回収のために支出した必要な費用を修理費に含めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風、雨、雪、雹、砂塵の吹込み(建物の外部の部分<sup>(注)</sup>が破損している場合を除きます。)や漏入等による損害</li> <li>(注)外壁、屋根、開口部等をいいます。</li> <li>・置き忘れまたは紛失による損害</li> <li>・建物が所在する敷地外にある家財に生じた事故による損害</li> <li>・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失等による損害</li> <li>・被保険者と同居の親族または保険の対象の使用もしくは管理を委託された者の故意による損害</li> <li>・保険の対象の瑕疵によって生じた損害</li> <li>・保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はがれ、ねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害</li> <li>・すり傷、かき傷、塗装のはがれ、落書き等の外観上の損傷または汚損(保険の対象の機能に支障をきたさない損害)</li> <li>・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害<sup>(注)</sup>(注)地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。</li> <li>・核燃料物質等による事故、放射能汚染によって生じた損害</li> </ul>																				
2	落雷																						
3	破裂・爆発																						
4	風災・雹災・雪災 ※吹込みまたは雨漏り等による損害については、保険の対象である家財を収容する建物またはその一部が風災等によって直接破損した場合にのみ補償の対象となります。																						
5	保険の対象である家財を収容する建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突等																						
(1) 損害保険金	6	給排水設備に生じた事故による水濡れまたは他の戸室で生じた事故による水濡れ ※水道管等の給排水設備自体に生じた損害は補償の対象外となります。	<p>【支払限度額・免責金額について】</p> <p>7 「風災・雹災・雪災」の事故に対する免責金額</p> <table border="1"> <tr> <th>保険の対象</th> <th>免責金額</th> </tr> <tr> <td>家財</td> <td>なし</td> </tr> </table> <p>8 ①「盗難」の事故に対する支払限度額</p> <table border="1"> <tr> <th>保険の対象</th> <th>支払限度額</th> </tr> <tr> <td>家財</td> <td>保険金額</td> </tr> </table> <p>8 ②「家財における通貨等、預貯金証書の盗難」の事故に対する支払限度額</p> <table border="1"> <tr> <th>保険の対象</th> <th>支払限度額</th> </tr> <tr> <td>家財(通貨等)</td> <td>1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円</td> </tr> <tr> <td>家財(預貯金証書)</td> <td>1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円</td> </tr> </table> <p>10 「1～9以外の不測かつ突発的な事故」に対する支払限度額および免責金額</p> <table border="1"> <tr> <th>保険の対象</th> <th>支払限度額</th> <th>免責金額</th> </tr> <tr> <td>家財</td> <td>30万円</td> <td>5千円</td> </tr> </table>	保険の対象	免責金額	家財	なし	保険の対象	支払限度額	家財	保険金額	保険の対象	支払限度額	家財(通貨等)	1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円	家財(預貯金証書)	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円	保険の対象	支払限度額	免責金額	家財	30万円	5千円
	保険の対象	免責金額																					
	家財	なし																					
	保険の対象	支払限度額																					
	家財	保険金額																					
	保険の対象	支払限度額																					
	家財(通貨等)	1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円																					
	家財(預貯金証書)	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円																					
	保険の対象	支払限度額	免責金額																				
	家財	30万円	5千円																				
7	騒擾・集団行動、労働争議に伴う暴力・破壊行為																						
8	①盗難(盗難による家財の盗取、損傷、汚損) ②家財における通貨等、預貯金証書の盗難																						
9	水災(再取得価額の30%以上の損害または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水の場合)																						
10	上記1～9以外のその他不測かつ突発的な事故(破損等)																						
(2) 費用保険金	11	●残存物取片づけ費用 上記1～10の事故によって、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用を支出した場合	実費(下記12と合計で損害保険金のお支払い額が限度となります。)																				
	12	●修理付帯費用 保険の対象である家財が上記1～10を原因とする事故によって損害を受けた結果、復旧にあたり弊社の承認を得て仮修理費用や仮住まい費用などを支出した場合	実費(上記11と合計で損害保険金のお支払い額が限度となります。)																				
	13	●損害防止費用 上記1～3の事故に際して、その損害の発生および拡大の防止のために、必要または有益な費用を支出した場合	実費																				
	14	●権利保全行使費用 上記1～10の事故に際して損害保険金を支払った場合において、他人に損害賠償の請求ができる場合にその損害賠償請求権の保全や行使等のために必要な費用を支出した場合	実費																				

# 保険金額の設定について

保険金額は、万が一の事故の際にお受け取りいただける保険金の上限額です。事故が発生した場合に十分な補償が受けられるようにお決めください。なお、家財の所有されている金額がご不明な場合は下表(家財評価額の目安)をご参照ください。

家財	1口単位50万円とする下記の5コースから保険金額を設定していただきます。
	※保険金額は、お客さまの所有の実態に合わせて適切な口数を設定ください。実態よりも多い口数を設定しても、その超過分に対しては保険金をお支払いできないため、超過部分の保険料がムダとなることがあります。

家財評価額の目安 ■再取得価額(新価)用 (単位:千円)

形態	床面積	50㎡未満	50㎡以上70㎡未満	70㎡以上100㎡未満	100㎡以上150㎡未満	150㎡以上
賃貸		3,400	5,400	7,000	8,100	9,800

下記のご契約タイプからコースを選択し、保険料をご確認ください。

	ご契約タイプ (補償プラン:ワイド)	M構造住宅 家財加入口数					
		Aコース(4口)	Bコース(8口)	Cコース(12口)	Dコース(16口)	Eコース(20口)	
		支払限度額・免責金額	家財(免責金額 風災0円 破損等5千円)	2,000千円	4,000千円	6,000千円	8,000千円
保険料	地震 あ保 り 険	家財破損等	300千円	300千円	300千円	300千円	300千円
		地震(地震保険をお申し込みの場合)	1,000千円	2,000千円	3,000千円	4,000千円	5,000千円
		日常生活賠償責任特約(免責金額なし)	10,000千円	10,000千円	10,000千円	10,000千円	10,000千円
		借家人賠償責任拡張補償特約(免責金額なし)	15,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円
		借用住宅修理費用補償特約(免責金額3千円)	3,000千円	3,000千円	3,000千円	3,000千円	3,000千円
		ドアロック交換費用補償特約(免責金額なし)	30千円	30千円	30千円	30千円	30千円
		地震保険割引 なし	11,460円	15,470円	19,470円	23,470円	27,470円
地震保険割引 10%	11,270円	15,090円	18,900円	22,710円	26,520円		
地震保険割引 30%	10,910円	14,370円	17,820円	21,270円	24,720円		
地震保険割引 50%	10,550円	13,650円	16,740円	19,830円	22,920円		
地震保険 なし	9,650円	11,850円	14,040円	16,230円	18,420円		

保険料の払込方法 保険料の払込方法は、次のとおりです。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

払込方法 <sup>※2</sup>	一括払のみとなります。
金融機関での口座振替	
直接集金	
コンビニ払 <sup>※1</sup>	

※1 コンビニ払は総保険料が30万円未満のご契約に限りご利用が可能となります。  
※2 保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または弊社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしませんのでご注意ください。

## しまんちゅ相談サービス DAY-GO!すまいの保険～入居者プラン～に加入された方は、無料相談OK!!

個人契約のお客さまは、電話による医療相談、相続相談等のサービスをご利用いただけます。

### 受付時間

- 医療相談(①～⑦)/24時間・365日
- 相続相談(⑧、⑨)/午前10:00～午後6:00  
(土日・祝日および12/31～1/3を除きます。)

※しまんちゅ相談サービスの詳細は「ご契約のしおり」に掲載しております。利用規約をご覧ください。



### 相談例

- 最近太ってきたため、体調改善を考えている。
- 頭痛と吐き気があるが、医療機関で受診すべきか迷っている。
- 子どもがやけどをしてしまったが、応急処置をどうしていいかわからない。
- 夜中に子どもが高熱を出したが、これから受診できる医療機関はないか。
- 国内旅行中にケガをしてしまったが、一番近い病院を教えてください。

### サービス内容

	内 容
① 健康相談	病気の悩み、子育ての不安、生活習慣改善相談、女性医療相談、こころの相談、介護の相談等にお答えします。
② 緊急医療相談	「受診の緊急度はどのくらいか」「受診までにできることはないか」等のご相談にお答えします。
③ 医療機関案内	最適な医療機関を数件選定し、診療時間情報や予約方法のお知らせを行います。
④ 入院時相談	入院時の一般的なアドバイスや健康、治療に関するアドバイスをいたします。
⑤ 予約制専門医相談	予約により専門科指導医がご相談にお答えします。
⑥ 転院時移送手配	転院する際の移送の手配をします。
⑦ がん専用相談窓口	がんに関する様々なお悩みにお答えします。
⑧ 相続相談	相続に関する相談に専門相談員が対応します。予約により、弁護士・税理士などに直接相談することも可能です。
⑨ 税理士紹介	お客さまの現状やご希望をヒアリングし、相続にあたっての費用や具体的な対応等のご相談、お見積りまで無料で対応します。

- 入院中であり転院を考えているが、手配が大変そうなのでお願いしたい。
- 医療機関で受診する前に専門医に相談したい。
- がんについて不安があるため、色々話を聞いてみたい。
- 相続について、連絡の取れない相続人がいるため、対応方法について相談したい。
- 相続にあたって費用がどれくらいかかるのかを具体的に税理士へ相談したい。

# 地震保険

**DAY-GO!すまいの保険 ~入居者プラン~** だけでは、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害は補償されません。大切な家財の地震への備えもお忘れなく!(ご希望されない場合を除きセットされます。)

○地震保険の詳細につきましては、「地震保険ご契約のしおり」をご確認ください。

地震保険では、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害を補償いたします。



## 地震保険の対象は・・・

○居住用の建物(一戸建て住宅、マンションなど)に収容されている家財<sup>(※)</sup>

(※)貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻等その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものは含まれません。

## 保険金額の設定

地震保険の保険金額はセットで契約する**DAY-GO!すまいの保険 ~入居者プラン~**の保険金額(ご契約金額)の30%~50%相当額の範囲内で選択できます。ただし、他の地震保険契約と合算して1,000万円が限度となります。

## 1.保険金をお支払いする場合

地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象である家財に生じた損害が、全損、大半損、小半損または一部損となった場合に保険金をお支払いします。

※「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準<sup>(注1)</sup>」に従って行います。

損害の程度	認定の基準	お支払いする保険金の額
全損	損害の額が家財全体の時価の80%以上	家財の地震保険の保険金額(ご契約金額)×100%(時価が限度)
大半損	損害の額が家財全体の時価の60%以上80%未満となった場合	家財の地震保険の保険金額(ご契約金額)×60%(時価の60%が限度)
小半損	損害の額が家財全体の時価の30%以上60%未満となった場合	家財の地震保険の保険金額(ご契約金額)×30%(時価の30%が限度)
一部損	損害の額が家財全体の時価の10%以上30%未満となった場合	家財の地震保険の保険金額(ご契約金額)×5%(時価の5%が限度)

(注1)地震保険の損害認定処理を迅速・的確・公平に行うために、一般社団法人 日本損害保険協会が制定した損害認定基準です。

## 2.保険金をお支払いしない主な場合

- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害
- 地震等が発生した際の保険の対象の紛失・盗難によって生じた損害

## 3.ご契約の際の注意点

- 地震保険を単独で契約することはできません。DAY-GO!すまいの保険~入居者プラン~にセットしてご契約いただく必要があります。セットで契約するDAY-GO!すまいの保険~入居者プラン~が保険期間(ご契約期間)の途中で終了した場合は地震保険も同時に終了します。また、保険期間の途中から地震保険を追加することも可能です。
- 1回の地震等による損害保険会社全体の支払保険金総額が11.3兆円(平成28年9月現在)を超える場合、算出された支払保険金総額に対する11.3兆円の割合によって削減されることがあります。

## 4.保険料割引制度

地震保険では次の条件を満たす家財について割引制度があります。割引適用には所定の確認資料のご提出が必要となります。なお、保険期間の途中において下記に定める資料のご提出があった場合は、資料のご提出があった日以降の未経過期間に対して割引が適用されます。また、以下の割引は重複して適用することはできません。

割引名称	割引の適用条件
(1)建築年割引(10%)	保険の対象である家財を収容する建物が昭和56年(1981年)6月1日以降に新築された建物であること。
(2)耐震等級割引(等級1:10%)、(等級2:30%)、(等級3:50%)	保険の対象である家財を収容する建物が住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する評価方法基準に定める「耐震等級」または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級の評価指針」に定められた耐震等級を有している建物であること(増築・改築建物を含みます。)
(3)免震建築物割引(50%)	保険の対象である家財を収容する建物が住宅の品質確保の促進等に関する法律等に規定する評価方法基準に定める「免震建築物」に該当する建物であること。
(4)耐震診断割引(10%)	保険の対象である家財を収容する建物が地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法における耐震基準を満たす建物であること。

# ご契約の際にご注意いただきたいこと

## 1. 保険の対象(ご契約の対象)について

- ご契約の対象となるもの  
居住用の建物(一戸建て住宅、マンションなど)に収容される家財
- ご契約の対象とならないもの  
・自動車、自動三輪車、自動二輪車(総排気量125cc以下の原動機付自転車は保険の対象に含まれます。)、通貨、有価証券、預貯金証書(通帳・現金自動支払機用カードを含みます。)、印紙、切手その他これらに類するもの(ただし、生活用の通貨、預貯金証書は盗難の場合に限り、下記の限度額内で補償されます。)  
※通貨の盗難の場合………1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円または保険金額のいずれか低い額を限度として損害保険金をお支払いします。  
※預貯金証書の盗難の場合……1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円または保険金額のいずれか低い額を限度として損害保険金をお支払いします。  
・1個または1組の価額が30万円を超える生活用の貴金属、宝石、宝玉、美術品等<sup>(注)</sup>  
・稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、その他これらに類するもの<sup>(注)</sup>

(注)別途「DAY-GO!すまいの保険」にて保険の対象とすることができます。その際には領収書等の価額が把握できる客観的資料が必要となります。

## 2. 家財の保険金額(ご契約金額)は1口単位50万円とする5つのコースから設定していただきます。

万が一の事故の際には、保険金額(または再取得価額)を限度に損害額全額をお支払いします。再取得価額を超えて保険金額を設定した場合、超過部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

■お客さまのご要望により時価基準にて設定することも可能ですが、その場合、「DAY-GO!すまいの保険~入居者プラン~」ではなく、別途「DAY-GO!すまいの保険」をご案内させていただきます。時価基準で設定する場合には下記の内容にご留意いただく必要がありますのでご注意ください。

- 保険金額を時価より低く設定された場合、損害額の一部しかお支払いできないことがあります。保険金額が時価の70%未満のときはお支払いする損害保険金は実際の損害額を下回ることになります。
- 時価を超えて保険金額を設定した場合、超過部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
- 同種の危険を補償する他の保険契約等がある場合には必ずお申し出ください。ご契約の際には、他の保険契約の保険金額と合せて時価いっぱいになるよう設定してください。

## 3. ご契約時にお知らせいただきたいこと

(1)保険契約申込書の記載事項について(告知義務)  
保険契約申込書等に★または☆が付された事項はご契約に関する重要な事項です。ご契約時に正確に記載してください。これらの内容が事実と異なっていた場合には、ご契

約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください(弊社の代理店には告知受領権があります。)

## (2)他人の為のご契約

他人の所有する家財を保険の対象とする保険を契約する場合は、保険契約申込書にその旨必ずお申し出ください。保険金をお受け取りいただける方は所有者の方となりますのでご注意ください。

## 4. ご契約の重大事由による解除について

- 保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとした場合は保険契約を解除することができます。
- 被保険者が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合は保険契約を解除することができます。
- 保険契約者または被保険者が次のいずれかに該当する場合には保険契約を解除することができます。
  - ・反社会的勢力に該当すると認められる場合
  - ・反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与が認められる場合
  - ・反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合
  - ・法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められる場合
  - ・その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

## 5. 特約の重複補償について

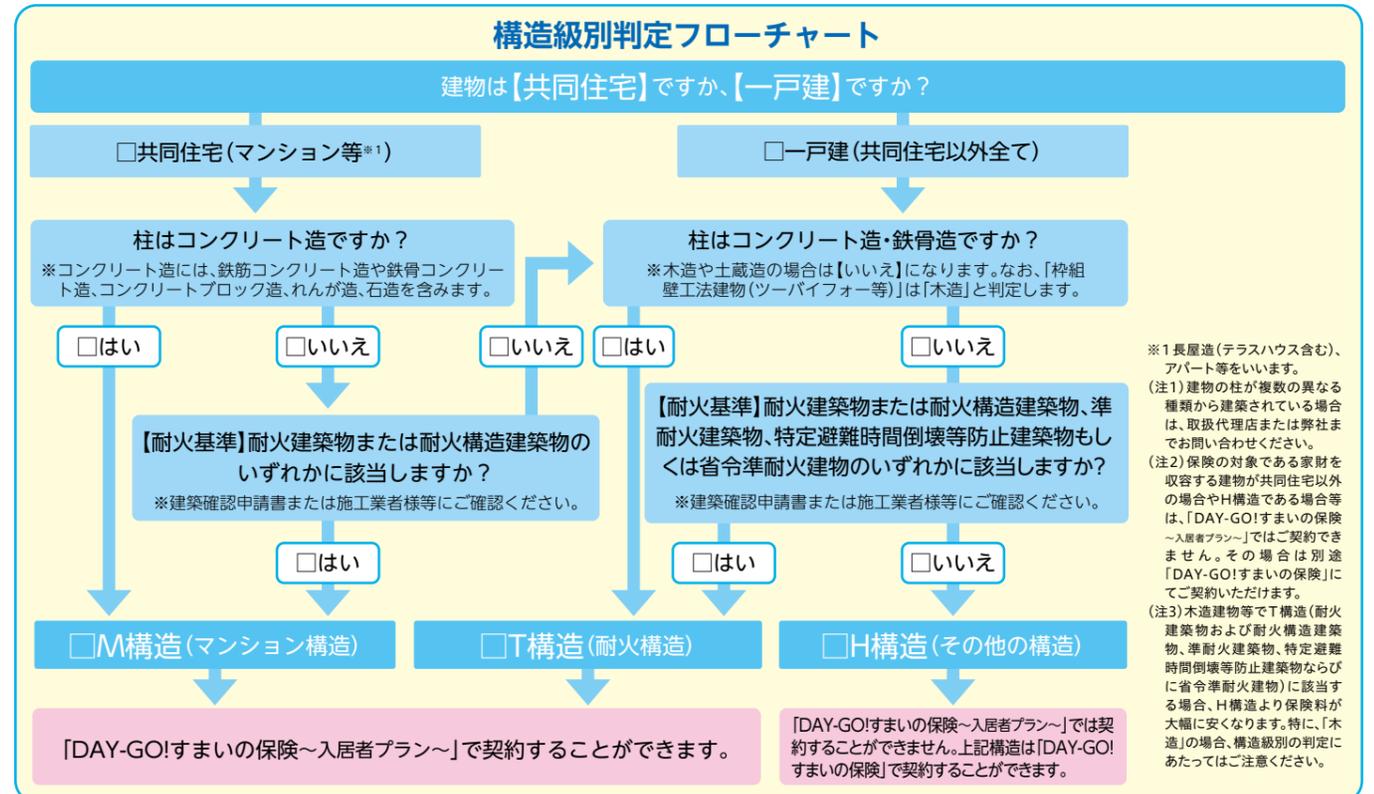
日常生活賠償責任特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえで、ご契約ください。詳細につきましては、「重要事項のご説明」をご覧ください。

## 6. 構造級別について

建物の構造級別は保険の対象の家財の保険料を決定するうえで重要な項目です。以下フローチャートに従い必ず構造をご確認ください。

・建物の構造級別はコンクリート造、鉄骨造、木造といった「柱」の種類に着目して判定します。ただし、「耐火建築物」および「耐火構造建築物」、「準耐火建築物」、「特定避難時間倒壊等防止建築物」ならびに「省令準耐火建物」のように建物全体の耐火性が優れている場合は、「木造」であってもこの建物の性能に応じた【耐火基準】を優先して構造を判定します。

【耐火基準】で判定する場合は、建築確認申請書のように建物の耐火性能が判定できる書面が施工業者様または不動産業者様(以下「施工業者様等」といいます。))による証明書を提出いただく場合があります(住宅のパンプレット等で確認できることもあります。)



## 7. 満期返れい金について

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 8. 解約返れい金について

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または弊社にご連絡ください。なお、解約に際しては、解約時の条件により、ご契約の保険期間(ご契約期間)のうち未経過であった期間に対して、当社規定により算出した保険料を解約返れい金としてお支払いする場合があります。詳細につきましては取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

## 9. クーリングオフについて

ご契約のお申し込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。詳細につきましては「重要事項のご説明」をご覧ください。

## 10. 地震保険料控除について

地震保険をセットでご契約いただいた場合、お支払いいただく地震保険料が地震保険料控除の対象となり、所得税については最高50,000円まで、住民税については最高25,000円まで毎年の課税対象額から控除されます。(平成28年6月現在)  
※詳細につきましては「ご契約のしおり」をご一読いただき、内容をご確認くださいませよう願いたします。

## ご契約後にご注意いただきたいこと

### 1.ご契約後に、ご契約内容に次の変更がある場合には、必ずご連絡ください。変更のお手続きがない場合には、ご契約が解除される場合があります(通知義務)。

保険契約申込書等に☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には遅滞なく取扱代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。保険の対象である家財を収容する建物の構造、用途または所在地を変更する場合には、「通知義務」の対象となります。また、通知義務の対象ではありませんが、以下の場合も遅滞なくご連絡ください。

- (1)ご契約者の保険証券記載の住所または通知先を変更する場合
- (2)ご契約後に家財の価額が著しく減少した場合
- (3)事故が発生した場合 等

### 2.お住まいを退去する場合について(特にご注意ください)

保険期間(ご契約期間)の途中でお住まいの退去に伴い、保険契約を解約する場合には、ご契約いただいた取扱代理店または弊社までご連絡ください。ご契約の保険期間(ご契約期間)のうち未経過であった期間に対して、当社規定により算出した保険料を解約返れい金としてお支払いします。お手続きが遅れますと、解約返れい金が少なくなる場合がございますのでご注意ください。

### 3.保険金をお支払いした後のご契約について

損害保険金のお支払額が1回の事故で保険金額の100%に相当する額となった場合には、ご契約は損害発生時に終了します。100%未満であれば、保険金のお支払いが何回あったとしても保険金額は減額されず、ご契約は満期日まで有効です。

### 4.保険料のお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめ下さい(「初回保険料の払込方法等に関する特約」をセットし、キャッシュレスでご契約頂いた場合を除きます。)

### 5.ご契約後20日を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までご照会ください。

### 6.損害保険において、引受保険会社の経営が破綻した場合のご契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」があります。詳細につきましては「重要事項のご説明」をご覧ください。

### 7.保険契約に関する個人情報の取扱方針を定めております。詳細につきましては「重要事項のご説明」をご覧ください。

## ご契約の際のご注意

### 1.DAY-GO!すまいの保険~入居者プラン~のご契約にあたり、各契約タイプのコース選択の際は、お住いの床面積に応じた家財評価額の目安を参考にコースを選択してください。なお、契約タイプの保険金額(ご契約金額)のどちらにも該当しない場合は、別途保険金額(ご契約金額)を設定した上でご契約ください。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までご照会ください。

### 2.保険の対象である家財を収容する建物が共同住宅以外の場合や、木造建物(H構造)である場合等には、上記契約タイプではなく別途契約タイプを設定していただくか、「DAY-GO!すまいの保険」にてご契約いただく必要があります。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までご照会ください。

### 3.Web約款について

「ご契約のしおり(約款)」を「冊子」ではなくインターネット上で確認いただく「Web約款」をお勧めしております。保険契約申込書においてWeb約款を選択していただき「ご契約のしおり(約款)」のお届けを省略させていただく場合、弊社から「沖縄県のサンゴ礁の保全・再生事業」を行う団体へ寄付を行い、地球環境の保護にもお役に立ていただけます。Web約款を選択された方は、弊社ホームページ(<http://www.daidokasai.co.jp/>)から「ご契約のしおり(Web約款)」を選択し、ご契約いただく補償内容について普通保険約款・特約をご確認ください。

## 万が一事故が起きた場合には

■万が一、事故が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知の上、保険金請求の手続きをお取りください。この通知が遅れますと保険金のお支払いが遅れることや、ご連絡がないことによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

■損害賠償をしなければならないと思われる事故が発生した場合には、事故の処理につきご相談ください。あらかじめ弊社の承認を得ないで損害賠償責任の全部もしくは一部を認めた場合または示談金や損害賠償金を支払われた場合には、その全部または一部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

このパンフレットはDAY-GO!すまいの保険~入居者プラン~(住宅生活総合保険)の概要をご紹介します。詳細は普通保険約款および特約によりますが、ご契約手続、保険金のお支払条件、その他ご不明の点がありましたら取扱代理店または弊社にご照会ください。弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、弊社代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。なお、詳細につきましては「ご契約のしおり」をご覧ください。

弊社の保険商品に関するお問い合わせ・ご相談などはこちらにご連絡ください。

万が一事故の際には、下記事故受付センターにご連絡ください。

#### お客さま相談センター

受付時間:午前9:00~午後5:00  
(土日・祝日および12/31~1/3を除きます)

お問い合わせ・ご相談 ☎️ 0120-671-071 (お客さま相談センター)

ご不満・ご意見・ご要望 ☎️ 0120-331-308 (お客さま相談センター)

#### 事故受付センター

受付時間:平日(午前9:00~午後5:00)

TEL.098-869-3119(事故受付センター)

受付時間:平日夜間(午後5:00~翌朝9:00) 土日・祝日および12/31~1/3

☎️ 0120-091-161 (夜間事故受付)

## 保険会社との間で問題を解決できない場合は

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合は一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

ナビダイヤル ☎️ 0570-022808 (通話料有料)

受付時間:午前9:15~午後5:00(土日・祝日および12/30~1/4を除きます)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

「この島の損保。」

 **大同火災海上保険株式会社**

本店 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号

〈ホームページアドレス〉 <http://www.daidokasai.co.jp/>

●お申し込み・お問い合わせは